

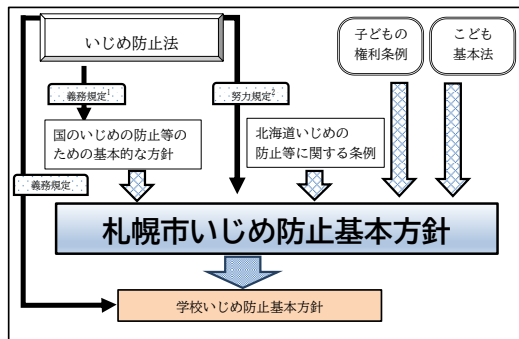
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 方針策定の背景等

○いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害行為であり、法の正しい理解に基づく適切な対応を、法の基本理念に基づき社会総がかりで取り組むことが重要である。  
○札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（以下「本方針」という。）は、国における「いじめの防止等のための基本的な方針」、市における関連条例を踏まえ策定するもの。

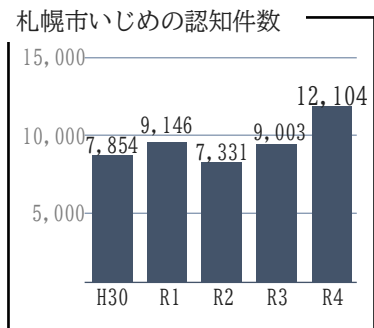
2 方針の位置づけ

○本方針は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条に基づくもの。  
○いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための札幌市における取組の基本的な方針であり、法第13条に基づき、市内の学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定する際に参酌するもの。



3 札幌市の現状を踏まえた方針改定理由

○札幌市のいじめ認知件数は、近年増加傾向となっており、1,000人当たりの認知件数は86.5件（全国平均53.3件）となっている。  
○札幌市が設置する学校（以下「市立学校」という。）の全児童を対象として毎年11月に実施している「悩みやいじめに関するアンケート調査」の結果では、いじめを受けた児童生徒の割合は直近3年では全体の10%程度で推移している。  
○「札幌市立中学校における重大事態調査報告書」（令和5年2月）では、学校と教育委員会の取組に提言があり取組の強化が必要。  
○令和5年4月にこども基本法が施行され、国においては、こども家庭庁の下「こどもまんなか」社会の実現に向けた取組が進められている。  
○札幌市においてもいじめの認知件数の増加など、いじめ対策を取り巻く状況に変化が生じている。  
○令和3年に深刻ないじめの重大事態を発生させ、子どもの命を守ることができなかった。本重大事態について「札幌市立中学校における重大事態調査報告書」における提言があり、これを重く受け止め、より一層危機感をもって取り組むため方針を改定する。



4 札幌市が目指すいじめ防止のビジョン

○いじめの問題をより根本的に克服していくため「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」との認識をもち、子どもたちが自治的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考えることが重要である。  
○教育を取り巻く問題は複雑かつ多岐にわたっていることを念頭に、法の基本理念に基づき、学校・家庭・地域が一体となって、社会総がかりでいじめを生まない土壌を作っていくなくてはならない。  
○さらに、札幌市全体で重層的・包括的な支援を行うべく連携を図り、いじめ防止等の対策を進める必要がある。  
○そこで、下記のいじめ防止のビジョンを掲げ札幌市全体でいじめ防止に取り組んでいく。

学校・家庭・地域総ぐるみで、  
いじめは「しない・させない・許さない」を徹底

●提言を踏まえた方針改定の主なポイント●

- ▷ 学校いじめ対策組織の構成員及び会議の開催方法等の規定
- ▷ いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組
- ▷ 個別の対応状況に関する記録及び引継ぎ
- ▷ 緊急時の対応については学校と教育委員会の連携について明記
- ▷ 教育委員会による学校の取組状況の把握と指導・助言・支援
- ▷ 教職員の指導力向上（教職員の意識改革、研修の充実）
- ▷ ICTを活用した児童生徒のSOSの早期発見・早期対応
- ▷ 専門家との連携強化
- ▷ 再発防止策の検証

第2章 いじめの防止等のために札幌市が実施する取組

全ての児童生徒がいじめに向かうことがないようにするためには、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、学校と家庭、地域住民、その他あらゆる関係者と連携しながら、いじめの防止、早期発見、対応をおこなうことが必要である。

《札幌市全体での取組》札幌市全体でいじめの防止等のために次の取組を行う。

- いじめの早期発見・いじめへの対応のため教育委員会や子どもアシストセンターなど関係機関間での連携
- 教育委員会、子ども未来局、保健福祉局などの子ども支援を担当する部局間での協働による課題を抱えた子どもたちへの支援
- 学校、児童養護施設や児童会館などの子どもが育ち学ぶ施設間の情報共有と連携した対応

主な変更点 **ポイント** チーム学校としてのいじめの防止対策の徹底

- 1 いじめの防止に関すること
  - 校長を含む全教職員の経験年数に応じた研修の全てにおいて、いじめや自殺予防に係る研修を系統的に行い、いじめへの対応力向上を図る。
- 2 いじめの早期発見・いじめへの対応に関すること ⇒いじめへの対応の確認は第4章
  - 学校におけるSC、SSWの活用について、一層充実させる。
  - 1人1台端末を用いた健康観察やいじめに関するアンケートを実施し、児童生徒の不安や悩みを早期に把握し対応につなげる仕組みを導入する。
- 3 いじめの防止等に関係する機関との連携
  - 札幌市いじめ対策連絡協議会において、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、情報交換や意見交流等を行うことで、いじめの未然防止や対応の改善につなげる。
  - 心理や法律等の専門家監修の下、いじめの加害者・傍観者の心理を踏まえた未然防止教育や、加害者の深い反省を促し、再発防止につなげる指導プログラムを作成する。
- 4 いじめの防止対策を徹底するための教育委員会と学校の連携
  - いじめの認知・解消の件数等については、国が実施するいじめに関する調査項目に沿って、定期的に学校から報告を受ける他、学校いじめ対策組織の開催予定日、アンケート調査・校内研修等の実施時期などの取組についても把握し、指導・助言・支援を行う。
- 5 再発防止策の検証
  - 学校及び教育委員会の取組状況を札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会(札幌市附属機関)に定期的に報告し、再発防止の取組について検証し、必要な改善を図る。

## 第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組

いじめの防止等に向けた取組に当たっては、いじめを生まない対人関係づくりに向けた教育活動を推進していくことが必要である。また、「いじめる子ども」「いじめられる子ども」「はやし立てる子ども」「知らぬふりをして見ている子ども」など、すべての立場の児童生徒を対象とした指導が重要である。

### ポイント チーム学校による組織的な対応の徹底

#### 主な変更点

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

○方針の見直しに際しては、保護者・地域等からの参画を得たり、児童生徒の意見を取り入れたりするため、「さっぽろっ子自治的な活動」に係る取組との関連を図る。

#### 2 学校いじめ対策組織の設置

○組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。  
○構成員については、養護教諭、SC、SSWを必須とする。  
○定例会議の月1回開催を必須とし、アンケート実施後には、必ず会議を開催する。

#### 3 いじめの未然防止

○養護教諭、SC、SSWと連携して、いじめや自殺関連行動に関する校内研修会を実施。  
○児童生徒が自治的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考え議論し、意見を述べ合う機会を設けるなど、互いを認め合う人間関係を育む。

#### 4 いじめの早期発見

○児童生徒の心のSOSを早期に把握するため、ICTを活用するとともに、養護教諭、SC、SSWも含めた全ての教職員が連携して、丁寧に児童生徒の見守りを行う。

#### 5 家庭・地域との連携

○学校いじめ対策組織の開催予定日、いじめに係るアンケート調査、未然防止教育の取組など学校が計画した取組を、保護者や地域と共有し、社会総がかりで取り組む。

#### 6 いじめへの対処 ⇒いじめへの対処の確認は第4章

○いじめの疑いを把握した場合には、速やかに校内いじめ対策組織において対応方針を検討し、児童生徒の安全・安心を確保する。  
○いじめを重大事態化させないために、どのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識と情報を組織的に共有し、ケースに応じた対応策を検討する。

#### 7 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組

○ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、ICTも活用するなどして、学校全体で共有する体制を整える。  
○認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することを徹底する。  
○複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。

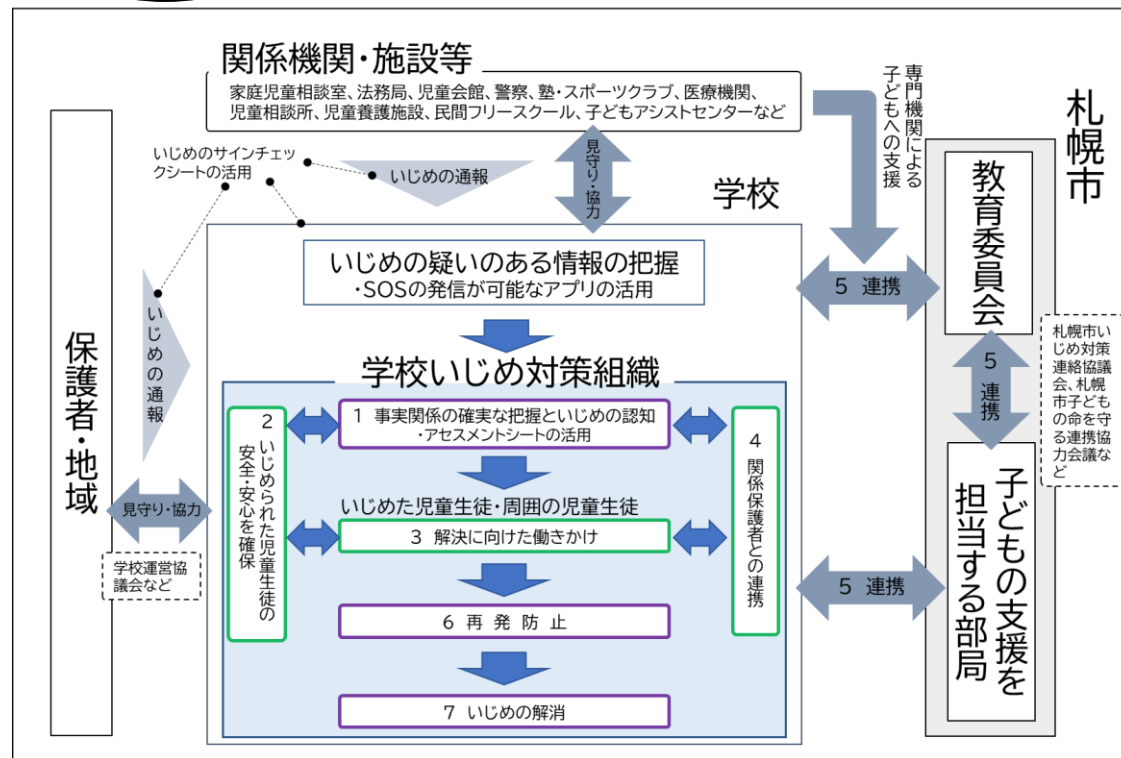
#### 8 個別の対応状況に関する記録及び引継

○いじめに関する個別情報については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。  
○悩みやいじめに関するアンケート調査の結果は、小学校から中学校に情報を引継ぎ、定められた期間管理する。

## 第4章 市立学校におけるいじめへの対処の確認

児童生徒のいじめの疑いのある情報を把握した場合は、いじめ防止法第23条1項に規定されているとおり、担任など特定の教職員が一人で抱え込むことのないよう、第3章2で定める学校いじめ対策組織により次の1～7の対処を速やかに行う必要がある。

### ポイント チーム学校によるいじめ対応の確実な実施



## 第5章 重大事態への対処

●いじめの重大事態とは、法第28条で次のように定められている。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

